



おばあちゃん
80歳



お父さん
48歳



お母さん
47歳



まもる
高校生

ケロちゃんが行く



相談してケロー

『注文していないのに商品が届いた!?!』の巻

～送りつけ商法に注意ケロ～

山形県消費生活センターキャラクター“ケロちゃん”

あら、電話だわ。

先日はお電話ありがとうございました。ご注文のサプリメントをお送りします。

えっ?!何のこと? なにも注文した覚えはないわよ。

確かに2ヶ月前にサプリメントのご注文を承っております。本日、代金引換で発送します。

代金は59800円です。

頼んだ覚えがないんだけど...

サプリメントってどういうこと?

ええ〜?! どうしよう!?

注文時の録音があるのでキャンセルできませんよ。

支払わないと裁判の手続きをとらせていただきます。

またあ〜!? どうしたの〜。

消費者トラブルのご相談は

「消費者ホットライン」

188

いやや 188泣き寝入り!と覚えてね
※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 023-624-0999

(県庁2F)

最上総合支庁 0233-29-1370

置賜総合支庁 0238-24-0999

庄内総合支庁 0235-66-5451

お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています



おかしいなと思ったら
まずは相談してケロ!



ちよつと
待つてケロ!

ワンポイントアドバイス!

- 注文していないのに業者が一方向的に健康食品や海産物などを送りつける商法があります。
- 一方向的に商品が届いても受け取らず、送り主の会社名、住所、連絡先を控えたうえで受け取りを拒否しましょう。
- 少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- トラブルになったときは消費生活センター等に相談しましょう。